

令和 年 月 日 長崎県南島原市長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明：大 年 月 日 昭：平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

住 所	受付日付印
氏 名	

受付団体名	長崎県南島原市
-------	---------

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等の方は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることで、確定申告を行わなくても税の軽減を受けることができます。
 南島原市へのふるさと納税について特例適用を希望される方は、以下をご確認のうえ、本市へ必要書類をご提出ください。

【申請時に提出いただく書類】

- ① **寄附金税額控除に係る申告特例申請書**
 →性別、生年月日、個人番号（マイナンバー）等の記入、押印が必要です。
- ② **個人番号（マイナンバー）と本人であることが確認できる書類**
 →以下のいずれかの提出書類を添付してください。

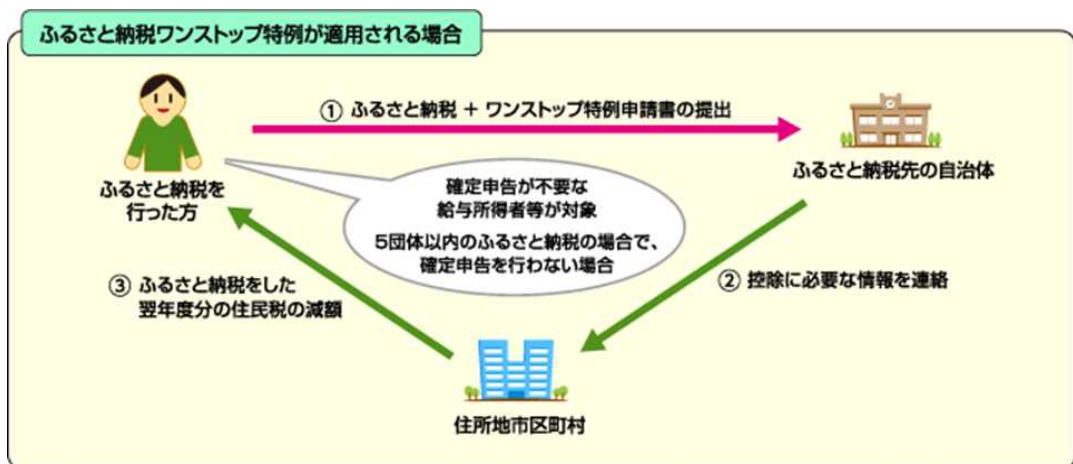
	提出書類
「個人番号カード」をお持ちの方	○「個人番号カード」の写し（表裏両面） ※個人番号が記載された顔写真付きのカード
「個人番号カード」をお持ちでない方	○「通知カード」又は「住民票（個人番号付）」のコピー ※通知カードに記載されている住所・氏名が住民票と異なる場合は確認書類として使用できません。 ○本人確認書類の写し（A、Bのいずれか） （A）顔写真があるもの1点〔運転免許証、パスポートなど〕 （B）顔写真がないもの2点〔税金・公共料金の領収証、健康保険証、年金手帳など〕

【ふるさと納税ワンストップ特例の対象者】

対象となる方は、以下の2つの条件を満たす方に限られます。

- ① **ふるさと納税の寄附控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方**
（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）
- ② **その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方**
（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

※確定申告が必要な自営業者等の方や給与所得者でも医療費控除等を受けようとする方などは対象となりません。



申告特例申請書を提出後、転居等により申請内容に変更が生じた場合は、変更届出書（55号の6様式）を提出してください。（提出期限：申告特例申請書と同じ）
 なお、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた場合、ふるさと納税を行った翌年に課税される住民税からのみ軽減されます。（軽減対象となる金額は確定申告の場合と同じです。）

添付書類貼付台紙

裏面「ふるさと納税ワンストップ特例制度について」で必要な添付書類をご確認のうえ、以下に添付書類を貼付し、申告特例申請書と一緒に南島原市へお送りください。

「個人番号カード」をお持ちの方

表面

裏面

「個人番号カード」をお持ちでない方

○「通知カード」または
「住民票（個人番号付）」の写し
※通知カードに記載されている住所・氏名が住民票と異なる場合は確認書類として使用できません。

○本人確認書類の写し
以下のいずれか
(A) 顔写真があるものは1点
(B) 顔写真がないものは2点